

## 宝塚市立高司中学校 P T A 慶弔規程

改 訂 案	現 行
<p><u>第1条 (趣旨)</u> この規程は、規約第3条に基づき、会員等の慶弔に関する事項を定める。</p>	<p>この規程は、規約「<u>第2章第9条 (1) 項 ④号</u>」に基づき、会員等の慶弔 (<u>見舞い・餞別を含む</u>) に関する事項を定める。</p>
<p><u>第2条 (弔慰)</u> (1) 会員 (保護者・教職員)・生徒が死亡した場合、5,000円の香料と櫛 (しきみ) 一对、または同等の香華を贈る。 (2) 教職員の実父母・配偶者・子が死亡したとき、5,000円の香料を贈り、弔電を届ける。</p>	<p><u>第1条 (弔 慰)</u> (1) 会員 (保護者・教職員)・生徒が死亡した場合、5,000円の香料と櫛 (しきみ) 一对、または同等の香華を贈る。 (2) 教職員の実父母・配偶者・子が死亡したとき、5,000円の香料を贈り、弔電を届ける。</p>
<p><u>第3条 (慶福)</u> (1) 教職員が結婚した場合、5,000円の祝い金を贈る。 (2) 教職員又はその配偶者が出産した場合、3,000円の祝い金を贈る。</p>	<p><u>第2条 (慶 福)</u> (1) 教職員が結婚したとき、祝い金 5,000円を贈る。 (2) 教職員又はその配偶者が出産したとき、祝い金 3,000円を贈る。</p>
<p><u>第4条 (見舞い)</u> (1) 会員 (保護者・教職員) および生徒が、PTA (主催・共催・関連行事) 活動中に災害を受け、1週間以上の入院または2週間以上の休養をした場合、3,000円の見舞金を贈る。 (2) 生徒が学校管理下に (登下校時含む) 災害を受け、2週間以上の欠席 (入院・休養) の場合、3,000円の見舞金を贈る。</p>	<p><u>第3条 (見 舞 い)</u> (1) 会員 (保護者・教職員)・生徒が、PTA (主催・共催・関連行事) 活動中に災害を受け、1週間以上の入院又は 2週間以上の休養をした場合、3,000円の見舞金を贈る。 (2) 生徒が学校管理下に (登下校時含む) 災害を受け、2週間以上の欠席 (入院・休養) の場合、3,000円の見舞金 を贈る。</p>
<p><u>第5条 (餞別)</u> (1) 教職員が退職・転出等により、本会会員資格を喪失した場合、3,000円の餞別を贈る。 (2) 会員期間が1年未満の場合、役員協議により、相応の取り扱いとする。</p>	<p><u>第4条 (餞 別)</u> (1) 教職員が退職・転出等により、本会会員資格を喪失したとき、3,000円の餞別を贈る。 (2) 会員期間が1年未満の場合、役員協議により、相応の取り扱いとする。</p>
<p><u>第6条 (その他)</u></p>	<p><u>第5条 (そ の 他)</u></p>

<p><u>次の各号に定める特別な事情等が発生したときは、その都度役員協議により、その取り扱いを決定する。</u></p> <p>①火災、天災等。  ②本会と関係ある、個人・団体等。  ③本会に、顕著な功労のあった者等。</p> <p>④<u>その他、必要と認める特別な事情。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和55年3月7日より施行する。</p> <p>2 <u>令和6年5月14日改訂。</u></p>	<p>ω 特別な事情が発生したときは、その都度 役員協議により、その取り扱いを決定する。</p> <p>(1) <u>火災、天災等の取り扱い。</u>  (2) <u>本会と関係ある、個人・団体等の取り扱い。</u>  (3) <u>本会に、顕著な功労のあった者等の取り扱い。</u>  (4) <u>前各号に、想定する事情以外の取り扱い。</u></p> <p><u>第6条</u> (附 則)</p> <p>(1) この規程は、昭和55年3月7日より施行する。</p>
--	--